

最近改正 令和元年10月18日例規（総）第94号

別記のとおり、「掲示板の整備及びポスター、手配書等の規制要領」を定め、本年 8 月 1 日から実施することとしたから、その運用の適正を期せられたい。

別 記

掲示板の整備及びポスター、手配書等の規制要領

第 1 目的

この要領は、警察施設に設置する掲示板を整備し、及び所属において調製し、又は他の官公庁等から掲出配布依頼を受けたポスター、手配書等の規格、掲出期間等を規制することにより、警察施設の環境整備と広報効果の高揚を図ることを目的とする。

第 2 掲示板の整備

1 本部本庁舎

- (1) 本部本庁舎の掲示板は、庁舎外の敷地北東角及び庁舎内の正面玄関にそれぞれ設置する。
ただし、他の箇所を設置する必要があるときは、主管課長と広報課長が協議して設置する。
- (2) 掲示板の掲示については、広報課長が管理する。

2 警察署、交番等の庁舎

- (1) 警察署、交番等の庁舎の新築又は増改築に当たっては、庁舎の壁面又は敷地内に努めて掲示板を設置するものとする。
- (2) 既設の掲示板については、適宜補修等の措置を講ずることによつて、引き続き使用するものとする。

第 3 ポスター、手配書等の規制

1 規格

所属において調製するポスター、手配書等の規格は、おおむね次の日本産業規格紙加工仕上寸法による。

- (1) ポスター
 - ア A 列 2 番 (420mm×594mm)
 - イ A 列 3 番 (297mm×420mm)
- (2) 手配書等
A 列 4 番 (210mm×297mm)

2 掲出期間の指定

- (1) 所属長は、警察署、交番等を通じて掲出配布するポスター、手配書等を調製しようとするときは、広報課長に申し出て、掲出期間の指定を受けるものとする。
- (2) 本部各所属長は、他の官公庁等からポスター、手配書等の掲出依頼を受けたときは、広報課長に申し出て、掲出期間の指定を受けるものとする。
- (3) 所属長は、掲出期間を延長する必要があるときは、広報課長に連絡するとともに、関係所属長に延長する期間を通知するものとする。
- (4) 広報課長は、掲出期間等の経過を明らかにするため、掲出期間指定簿（別記様式第 1 号）を備え付けるものとする。

3 掲出期間の表示

ポスター、手配書等の掲出期間は、次によつて表示するものとする。

- (1) 調製する部数が多数で、その掲出を部外者にまで依頼する場合は、掲出期間表示表（別表）により、ポスター、手配書等の下部に掲出期間の表示（別記様式第 2 号）を印刷する。
- (2) 掲出期間を表示していないもの及び他の官公庁等から掲出依頼を受けたものについては、広報課長に申し出て、掲出期間指定スタンプ（別記様式第 3 号）を押印して掲出期間を表示する。ただし、行方不明者に係る資料については、掲出期間の表示を要しない。

4 掲出要領

- (1) 本部本庁舎

ア 掲示板への掲出は、掲出期間の表示のあるもののみとし、期限到来後は、速やかに取り外すものとする。

イ 掲示板以外の場所（室内を除く。）にポスター、手配書等を掲出してはならない。

(2) 警察署、交番等の庁舎

ア 掲示板には、掲出期間の表示があるもののほか、当該所属で調製したポスター、手配書等に限り、その所属で期間を定めて掲出するものとする。

イ 他の官公庁等から直接掲出依頼を受けたポスター、手配書等は、掲示板に余裕がある場合に限り、当該所属で掲出期間を定めて掲出することができる。

ウ 掲示板以外の場所（庁舎内を除く。）にポスター、手配書等を掲出してはならない。

別表

掲出期間表示表

月 日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1	0101	0102	0103	0104	0105	0106	0107	0108	0109	0110	0111	0112
2	0201	0202	0203	0204	0205	0206	0207	0208	0209	0210	0211	0212
3	0301	0302	0303	0304	0305	0306	0307	0308	0309	0310	0311	0312
4	0401	0402	0403	0404	0405	0406	0407	0408	0409	0410	0411	0412
5	0501	0502	0503	0504	0505	0506	0507	0508	0509	0510	0511	0512
6	0601	0602	0603	0604	0605	0606	0607	0608	0609	0610	0611	0612
7	0701	0702	0703	0704	0705	0706	0707	0708	0709	0710	0711	0712
8	0801	0802	0803	0804	0805	0806	0807	0808	0809	0810	0811	0812
9	0901	0902	0903	0904	0905	0906	0907	0908	0909	0910	0911	0912
10	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011	1012
11	1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	1111	1112
12	1201	1202	1203	1204	1205	1206	1207	1208	1209	1210	1211	1212
13	1301	1302	1303	1304	1305	1306	1307	1308	1309	1310	1311	1312
14	1401	1402	1403	1404	1405	1406	1407	1408	1409	1410	1411	1412
15	1501	1502	1503	1504	1505	1506	1507	1508	1509	1510	1511	1512
16	1601	1602	1603	1604	1605	1606	1607	1608	1609	1610	1611	1612
17	1701	1702	1703	1704	1705	1706	1707	1708	1709	1710	1711	1712
18	1801	1802	1803	1804	1805	1806	1807	1808	1809	1810	1811	1812
19	1901	1902	1903	1904	1905	1906	1907	1908	1909	1910	1911	1912
20	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
21	2101	2102	2103	2104	2105	2106	2107	2108	2109	2110	2111	2112
22	2201	2202	2203	2204	2205	2206	2207	2208	2209	2210	2211	2212
23	2301	2302	2303	2304	2305	2306	2307	2308	2309	2310	2311	2312
24	2401	2402	2403	2404	2405	2406	2407	2408	2409	2410	2411	2412
25	2501	2502	2503	2504	2505	2506	2507	2508	2509	2510	2511	2512
26	2601	2602	2603	2604	2605	2606	2607	2608	2609	2610	2611	2612
27	2701	2702	2703	2704	2705	2706	2707	2708	2709	2710	2711	2712
28	2801	2802	2803	2804	2805	2806	2807	2808	2809	2810	2811	2812
29	2901	2902	2903	2904	2905	2906	2907	2908	2909	2910	2911	2912
30	3001		3003	3004	3005	3006	3007	3008	3009	3010	3011	3012
31	3101		3103		3105		3107	3108		3110		3112

別記様式第1号

別記様式第2号

別記様式第3号